

議案第61号

福岡市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

平成28年2月24日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

理由

この条例案を提出したのは、効率的な情報の管理及び利用並びに他の行政事務を処理する者との間における迅速な情報の授受を行うため、本市の個人番号の利用範囲を拡大する必要があるによる。

福岡市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例

第1条 福岡市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例（平成27年福岡市条例第71号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項を次のように改める。

法第9条第2項の条例で定める事務は、市長（法令の規定により当該事務の全部又は一部を行うこととされている者がある場合にあつては、その者を含む。以下同じ。）が行う次に掲げるものとする。

- (1) 別表の左欄に掲げる事務
- (2) 生活に困窮する外国人に対する生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護の決定及び実施，就労自立給付金の支給，保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に準じる措置に関する事務であつて規則で定めるもの
- (3) 法別表第2の第2欄に掲げる事務

第4条中第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

- 3 市長又は教育委員会（法令の規定により法別表第2の第2欄に掲げる事務の全部又は

一部を行うこととされている者がある場合にあっては、その者を含む。)は、当該事務の区分に応じ、当該事務を処理するために必要な限度で、同表の第4欄に掲げる特定個人情報であって自らが保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。

別表6の項中「(平成17年法律第123号)」を削り、「又は中国残留邦人等支援給付等の支給に関する情報」を「中国残留邦人等支援給付等の支給に関する情報又は外国人生活保護関係情報」に改め、同項を同表10の項とし、同項の次に次の1項を加える。

<p>11 生活に困窮する外国人に対する生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に準じる措置に関する事務であって規則で定めるもの</p>	<p>地方税関係情報、児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費、療育の給付若しくは障害児入所給付費の支給に関する情報、児童手当関係情報、児童扶養手当関係情報、特別児童扶養手当関係情報、特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和39年法律第134号)による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当若しくは国民年金法等の一部を改正する法律(昭和60年法律第34号)附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する情報、母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)による資金の貸付け若しくは給付金に関する情報、母子保健法(昭和40年法律第141号)による養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給に関する情報、医療保険給付関係情報、介護保険給付等関係情報又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する情報であって規則で定めるもの</p>
---	---

別表5の項中「又は年金給付関係情報」を「年金給付関係情報、中国残留邦人等支援給付等の支給に関する情報又は外国人生活保護関係情報」に改め、同項を同表8の項とし、同項の次に次の1項を加える。

<p>9 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)による自立支援給付の支給に関する事務であって規則で定めるもの</p>	<p>外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの</p>
---	--------------------------------

別表4の項中「又は生活保護関係情報」を「生活保護関係情報、中国残留邦人等支援給付等の支給に関する情報又は外国人生活保護関係情報」に改め、同項を同表7の項とし、同表3の項中「又は生活保護関係情報」を「生活保護関係情報又は外国人生活保護関係情報」に改め、同項を同表6の項とし、同表2の項を同表5の項とし、同表1の項中「国民健康保険法」を「生活保護関係情報、国民健康保険法」に、「又は介護保険給付等関係情報」を「介護保険給付等関係情報又は外国人生活保護関係情報」に改め、同項を同表4の項とし、同項の前に次のように加える。

1 児童福祉法（昭和22年法律第164号）による障害児入所給付費，高額障害児入所給付費又は特定入所障害児食費等給付費の支給に関する事務であって規則で定めるもの	生活に困窮する外国人に対する生活保護法による保護の実施又は就労自立給付金の支給に準じる措置に関する情報（以下「外国人生活保護関係情報」という。）であって規則で定めるもの
2 児童福祉法による障害児通所給付費，特例障害児通所給付費若しくは高額障害児通所給付費の支給又は障害福祉サービスの提供に関する事務であって規則で定めるもの	外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
3 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）による費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの

第2条 福岡市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を次のように改正する。

第4条第1項中第3号を第7号とし、第2号を第6号とし、第1号の次に次の4号を加える。

- (2) 福岡市ひとり親家庭等医療費助成条例（昭和58年福岡市条例第56号）による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
- (3) 福岡市子ども医療費助成条例（昭和48年福岡市条例第38号）による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
- (4) 福岡市重度障がい者医療費助成条例（昭和49年福岡市条例第62号）による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
- (5) 福岡市営住宅条例（平成9年福岡市条例第40号）による市営住宅の管理に関する事

務であって規則で定めるもの

別表中11の項を15の項とし、10の項の次に次のように加える。

<p>11 福岡市ひとり親家庭等医療費助成条例による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの</p>	<p>地方税関係情報，住民票関係情報，生活保護関係情報，児童扶養手当関係情報，医療保険給付関係情報，障害者関係情報，中国残留邦人等支援給付等の支給に関する情報又は外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの</p>
<p>12 福岡市子ども医療費助成条例による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの</p>	<p>地方税関係情報，住民票関係情報，生活保護関係情報，医療保険給付関係情報又は外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの</p>
<p>13 福岡市重度障がい者医療費助成条例による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの</p>	<p>地方税関係情報，住民票関係情報，生活保護関係情報，児童扶養手当関係情報，医療保険給付関係情報，障害者関係情報，中国残留邦人等支援給付等の支給に関する情報又は外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの</p>
<p>14 福岡市営住宅条例による市営住宅の管理に関する事務であって規則で定めるもの</p>	<p>地方税関係情報，住民票関係情報，生活保護関係情報又は障害者関係情報であって規則で定めるもの</p>

附 則

この条例中第1条の規定は平成28年4月1日から、第2条の規定は規則で定める日から施行する。